

契約番号：

業務請負契約書（案）

業務名	令和８年度国有林林道橋梁点検業務（青森県・宮城県・秋田県）
履行場所	津軽森林管理署ほか２森林管理署１支署管内
履行期間	契約締結の翌日から令和09年03月19日まで
請負代金額	¥ （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）：¥
契約保証金	¥
調停人	

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和８年 月 日に交付した国有林野事業業務請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の締結の証として、本文書に対し発注者及び受注者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和８年 月 日

発注者

住所 秋田県秋田市中通５丁目９番16号

氏名 支出負担行為担当官 東北森林管理局長 箕輪 富男

受注者

住所

氏名

－契約条項－

１ 前金払

請負金額の１０分の 以内

２ 選択条項

別紙「選択条項」のとおり

３ 特約事項

別紙１のとおり

署名状態

支出負担行為担当官

東北森林管理局長

箕輪 富男

: 未署名

: 未署名

別紙

選択条項

別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは（○印）、削除されるものは（×印）である。

適用削除 の区分	選 択 事 項	選 択 条 項
	契約保証金の納付	第4条 第1項 第1号
	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条 第1項 第2号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証	第4条 第1項 第3号
	公共工事履行保証証券による保証	第4条 第1項 第4号
	履行保証保険契約の締結	第4条 第1項 第5号
	前金払	第35条～第37条
	部分引渡し	第38条
	調停人の選任	第57条

別紙 1

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASF は、ASF ウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約に係る作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業業務請負契約約款第 20 条により対応する。

業務請負契約書（案）

- 1

業 務 名

令和 8 年度国有林林道橋梁点検業務
(青森県・宮城県・秋田県)
- 2

履 行 場 所

津軽森林管理署ほか 2 森林管理署 1 支署管内
- 3

履 行 期 間

契 約 締 結 の 翌 日 から
令和 9 年 3 月 19 日まで
- 4

請 負 代 金 額

円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額円)
- 5

契約保証金額

円
- 6

前 金 払

請負代金額の 10 分の 以内
- 7

調 停 人
- 8

選 択 条 項

別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは（○印）、削除されるものは（×印）である。

適用 区分 削除	選 択 事 項	選 択 条 項
	契約保証金の納付	第 4 条第 1 項第 1 号
	契約保証金の納付に代わる担保となる 有価証券等の提供	第 4 条第 1 項第 2 号
	銀行、発注者が确实と認める金融機関 又は保証事業会社の保証	第 4 条第 1 項第 3 号
	公共工事履行保証証券による保証	第 4 条第 1 項第 4 号
	履行保証保険契約の締結	第 4 条第 1 項第 5 号
	前金払	第 35 条～第 37 条
	部分引渡し	第 38 条
	調停人の選任	第 57 条

9 特 約 条 項 別紙 1 のとおり

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 8 年 月 日に交付した国有林野事業業務請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

発注者 （住所）秋田県秋田市中通 5 丁目 9 番 16 号
支出負担行為担当官
（氏名）東北森林管理局長 箕輪 富男 印

受注者 （住所）

（氏名） 印

別紙 1

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASF は、ASF ウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約に係る作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業業務請負契約約款第 20 条により対応する。